

事 務 連 絡
令和 6 年 5 月 22 日

各都道府県衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室
観光庁参事官(外客受入担当)付 外客安全対策室

【協力依頼】2025 年日本国際博覧会(大阪・関西万博)に向けた
外国人患者受入れ体制整備の推進について

平素、厚生労働行政及び観光行政に対するご理解・ご協力を賜り、感謝申し上げます。

「2025 年に開催される国際博覧会(大阪・関西万博)の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針について(令和 2 年 12 月 21 日閣議決定)」や「観光立国推進基本計画(令和 5 年 3 月 31 日閣議決定)」において、大阪・関西万博の開催期間(令和 7 年 4 月 13 日から同年 10 月 13 日)中、海外から約 350 万人の来場者等が見込まれており、日本全国各地の大阪・関西万博関連イベントや日本文化の魅力の発信を合わせた訪日プロモーションを推進することで、外国人来訪者を会場のみならず関西地域さらには日本全国に誘客し、大阪・関西万博の開催効果を日本全体に波及させることとされています。また、その着実な準備のため、医療機関への外国人患者受入体制の整備等を推進することとされています。

厚生労働省及び観光庁においては、医療機関における訪日外国人患者受入体制強化のための補助事業(別紙における別添を参照)を実施するほか、外国人患者受入医療機関認証制度(JMIP)取得医療機関の特設 HP(<https://internationalpatients.jp/medical/jmip/>)による広報などを進めています。

別紙のとおり、公益社団法人日本医師会、一般社団法人日本病院会、公益社団法人全日本病院協会、一般社団法人日本医療法人協会及び公益社団法人日本精神科病院協会宛て、協力依頼の事務連絡を発出しましたので、貴都道府県におかれましても、ご了知いただくとともに、管内医療機関への周知にご協力をお願いいたします。

(担当部署)

厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室

電話：03-3595-2317

観光庁参事官(外客受入担当)付外客安全対策室

電話：03-5253-8972

事務連絡
令和6年5月22日

公益社団法人日本医師会
一般社団法人日本病院会
公益社団法人全日本病院協会
一般社団法人日本医療法人協会
公益社団法人日本精神科病院協会

御中

厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室
観光庁参事官（外客受入担当）付 外客安全対策室

【協力依頼】2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）に向けた
外国人患者受入れ体制整備の推進について

平素、厚生労働行政及び観光行政に対するご理解・ご協力を賜り、感謝申し上げます。

「2025年に開催される国際博覧会（大阪・関西万博）の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針について（令和2年12月21日閣議決定）」や「観光立国推進基本計画（令和5年3月31日閣議決定）」において、大阪・関西万博の開催期間（令和7年4月13日から同年10月13日）中、海外から約350万人の来場者等が見込まれており、日本全国各地の大阪・関西万博関連イベントや日本文化の魅力の発信を合わせた訪日プロモーションを推進することで、外国人来訪者を会場のみならず関西地域さらには日本全国に誘客し、大阪・関西万博の開催効果を日本全体に波及させることとされています。また、その着実な準備のため、医療機関への外国人患者受入体制の整備等を推進することとされています。

厚生労働省及び観光庁においては、医療機関における訪日外国人患者受入体制の強化のため、別添のとおり補助事業を実施するほか、外国人患者受入医療機関認証制度（JMIP※）取得医療機関の特設HP（<https://internationalpatients.jp/medical/jmip/>）による広報などを進めています。

そのため、貴会におかれましては、大阪・関西万博の開催に向けて、各医療機関における外国人患者受入体制の整備を進めていただくとともに、JMIPの取得に積極的に取り組んでいただきますよう、貴会会員に対する周知及びご協力の依頼をお願いいたします。

※外国人患者受入れ医療機関認証制度（JMIP）

【Japan Medical Service Accreditation for International Patients】

国際医療交流の観点から、外国人が安心・安全に医療機関を受診できる環境を整備するため、医療機関の申請に基づき第三者機関（一般財団法人日本医療教育財団）が、外国人受入体制等について審査・認証する制度

【参考】一般財団法人日本医療教育財団ホームページ

<http://jmip.jme.or.jp/>

《QRコード》



（担当部署）

厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室

電話：03-3595-2317

観光庁参事官（外客受入担当）付外客安全対策室

電話：03-5253-8972

(別添)

医療機関における訪日外国人患者受入体制強化のための補助事業

○厚生労働省における補助事業

令和6年度「医療通訳者、外国人患者受入れ医療コーディネーター配置等支援事業」

本事業は、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関の選出及び受入体制に係る情報の取りまとめについて（依頼）」（平成31年3月26日付け医政総発 0326 第3号、観参第800号）に基づき選出された医療機関（以下「拠点的な医療機関」という。）の機能強化を支援するため、当該医療機関における多言語対応を可能とする体制の確保及び拠点的な医療機関として院内外における外国人患者への対応をサポートできる体制の構築支援等を行うことを目的としています。

令和6年度の補助対象医療機関の公募につきましては、後日厚生労働省ホームページ（医療の国際展開）にてお知らせします。

【参考】厚生労働省ホームページ（医療の国際展開）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kokusai/index.html

《QRコード》



○観光庁における補助事業

令和5年度補正予算「ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業」

令和6年度当初予算「地域における受入環境整備促進事業」

本事業は、訪日外国人旅行者が我が国を安心して旅行できる環境を整備するため、キャッシュレス決済環境、多言語案内機能の整備等医療機関における訪日外国人患者の受入機能強化に資する整備に要する経費の一部を補助するものです。

【参考】観光庁ホームページ

https://www.mlit.go.jp/kankocho/page08_000269.html

《QRコード》



応募要領（訪日外国人患者受入機能の強化）

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001723263.pdf>

《QRコード》

